

子ども・子育て会議（第43回）

議 事 録

内閣府子ども・子育て本部子ども・子育て支援担当

子ども・子育て会議（第43回）

議 事 次 第

日 時 令和元年6月25日（火）13:00～15:21
場 所 中央合同庁舎4号館11階特別第1会議室

1．開 会

2．議 事

- （1）子ども・子育て支援をめぐる課題について
- （2）その他

3．閉 会

無藤会長 それでは、定刻となりましたので、第43回「子ども・子育て会議」を開始いたします。

お忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございました。

初めに、本日の委員の御出欠につきまして、事務局より御報告をお願いいたします。

西川参事官 太田彩子委員、佐藤栄一委員、中川一良委員、高木宏幸委員、平川委員におかれては、所用により御欠席でございます。

また、王寺委員におかれては古渡様、奥山委員におかれては松田様、佐藤秀樹委員におかれては森田様、塚本委員におかれては長田様、徳倉委員におかれては高祖様、蜂谷委員におかれては杉崎様、東出委員におかれては佐藤正弥様、村岡委員におかれては野原様、山本一代委員におかれては平川様、葛西委員におかれては岡本様、中正委員におかれては溝口様、武藤素明委員におかれては安河内様、それぞれの方に代理ということで御出席いただいております。

それから、尾木まり委員におかれては、所用のため30分ほどおくれるという御連絡をいただいております。

本日におきましては、定足数を満たしておりますことを御報告申し上げます。

無藤会長 ありがとうございました。

資料につきましては、議事次第に記載のとおりですが、資料1から参考資料3までお配りしておりますので、漏れなどがあれば、事務局にお申しつけください。

それでは、議事に入らせていただきます。

本日の予定ですけれども「子ども・子育て支援をめぐる課題について」「その他」ということで、一括して事務局からの御説明を受けまして、その後に御議論をお願いしたいと思います。

それでは、事務局から御説明をお願いいたします。

西川参事官 資料1です。

幼児教育・保育の無償化ということで、5月に成立いたしました子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の概要ということで、2ページ目につけてございます。

国会で御議論いただきまして、それぞれ衆議院、参議院で附帯決議ということで頂戴してございます。

1番ということで、潜在的待機児童を含む待機児童の解消等々の子ども・子育て支援の量的拡充及び質の向上を図るための措置を講ずるべきだと、そして、安定財源を確保していくべきということです。

2番目は、従事者の処遇の改善。

3番目は、人材確保のための措置を講ずるべき。

4番目は、ゼロ歳から2歳の保育、今回3歳から5歳というところを基本にしてございますけれども、ゼロ歳から2歳のところにつきましても、全てのお子さんについて無償化を検討していくべきだということです。

5番目は、やむを得ず認可外保育施設を利用されている方も給付の対象になるということですので、しっかりと指導、監督をしていくべきということです。

5ページ目のほうに1枚めくっていただきまして、便乗値上げへの懸念ということ。

7番目は、企業主導型保育事業につきまして、市町村との連携強化等々の措置を講じる。

8番目で、幼児教育類似施設についての検討ということです。

6ページ目以降、それぞれの施設の類型別に案内、広報の媒体というものをつけてございます。

資料2です。

この国会の中で、地方分権一括法というところで、5月末に成立してございます。

子ども・子育て会議の中でも議論をいただきました、幼保連携型認定こども園の保育教諭の資格要件の関係ということ。

保育教諭の資格要件等を緩和する特例、今年度末までと、矢印の特例期間ということで5年間の期間が切れるということで、さらに5年間延長しようということです。資格要件の特例を、両方の資格を持つべきということを片方でもよいということです。

あわせて、実務経験が一定年数以上の方は、筆記試験、実技試験につきましての授与要件に関する特例を、5年間延長しようということで、保育士、幼稚園教諭、それぞれ5年間園長することです。

子ども・子育て会議でも御紹介してございますけれども、この両方の資格要件がクリアできるように、県、それから関係団体、それから養成機関の連携が図られるような、我々としては予算補助事業を今年度実施しているところです。

放課後児童健全育成事業ということで、右の箱のところを見ていただきまして、現在、国で一律に定める従うべき基準ということになってございますけれども、矢印の下のとおり、地域の実情に応じて、市町村が条例を定めることが可能だという参酌すべき基準ということに改めるということで、この両方とも、それぞれ次の来年度4月1日から施行ということです。

では、厚労省から資料3のほうは御説明をいただきます。

長田総務課長 厚生労働省子ども家庭局総務課長でございます。

続きまして、資料3、児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律について、御説明をさせていただきます。

この法律につきましては、昨今の大変痛ましい虐待死事件が繰り返される中で、児童虐待防止対策を抜本的に強化していこうということで立案をしたものでございます。

衆議院厚生労働委員会におきまして20時間、参議院厚生労働委員会において16時間、大変充実した審議をいただきまして、特に衆議院におきましては、野党から御提出をいただきました法案を踏まえた与野党間の修正協議を経まして、もともとの政府提案の内容に、

さらに国会による修正を経て、この法律が成立をしたという経緯をたどっているところでございます。

中身でございますが、大きく3つほど柱がございます。

まず、1点目として、児童の権利擁護ということでございます。

報道などでも多く取り上げられておりますけれども、なかなかしつけの名もとの体罰、虐待というのが後を絶たないということを踏まえまして、親権者が、児童のしつけに際して体罰を加えてはならないということを明文化し、同様に、懲戒権を有する児童福祉施設の長等についても同様に体罰禁止の規定を法律上、明確にいたしております。

あわせまして、そもそもこの体罰の正当化の根拠として言われておりました、民法上の懲戒権そのもののあり方についても検討していこうということで、この法律施行後、2年を目途に検討を加えるということとされております。これ自体、法務省において検討が今後なされる予定のものでございます。

このほか、少し飛ばしていただきたいのですが、でございますけれども、子供の意見表明権を保障する仕組みということを本格的に構築に向けた検討を進めていきたいということで、これにつきましても、施行後2年を目途に検討を加え、必要な措置を講ずるものとされているところでございます。

大きな2点目の柱が児童相談所の体制強化及び関係機関間の連携強化というところでございます。

幾つかございますので、時間の関係でポイントをかいつまんで御説明をいたします。

まず、でございます。これまで一時保護措置などの介入的なかかわりと、その後の家庭復帰等に向けた支援を同一期間に担うことの難しさということが指摘され、それが一時保護の判断を躊躇している要因の1つということが指摘をされておりました。

今回の法律におきましては、一時保護等の介入を行う職員と、その後の保護者支援を行う職員を分ける、あるいは部署を分けるといったような大きな方向づけというものを統一的に明確にいたしております。

また、そういった特に介入的な対応をするに当たりましては、リーガルな判断が非常に重要になってくるということで、既に平成28年の児童福祉法改正におきまして、弁護士の配置またはこれに準ずる措置を行うということをされておりましたけれども、これをより日常的に弁護士と相談対応ができるような体制を都道府県の義務として位置づけました。

さらに、従来、医師または保健師配置となっていたものにつきまして、その両方の配置の義務を課したというところでございます。

その他、児童福祉司の任用要件の厳格化でございますとか、の児童相談所の第三者評価の実施等がございます。

さらににつきましては、先ほど言いました与野党修正協議において加えられた内容でございますが、結局、一時保護等、親子分離を行った後、家庭復帰を支援していくためには、親に更生をしていただく必要があるということで、保護者支援の取り組みをしっかりと

講じていくということは重要だということで、それに向けた努力義務というのが規定として付け加わっております。

また、も同様に、修正事項でございますけれども、児童相談所の職員の処遇改善でございますとか、一時保護の量的あるいは質的向上策について検討を加えるといった規定が加わっております。

裏面にいっていただきまして、でございますけれども、もとより、児童相談所あるいは市町村の相談支援担当職員の資質向上というものが極めて重要でございます。その資質向上のあり方について、施行後、1年を目途に検討を加え、必要な措置を講ずるとされてございます。

(2)が児童相談所の設置促進ということでございまして、特に野田市の事案の管轄の柏児童相談所が、人口130万人管轄というようなことが、非常に人の課題として指摘をされたところでございます。

かつて、通知レベルではございますが、おおむね人口50万人に1カ所程度という目安がございましたけれども、こういった児童相談所の管轄区域についての基準を法律として定めるということです。

また、中核市特別区における児童相談所の設置のあり方につきまして、まずは5年間集中的な支援を行い、また、その際には、関係地方公共団体としっかりとコミュニケーションを図りながら対応していくというようなことで、その設置促進を図ることが盛り込まれております。

(3)でございますが、関係機関間の連携強化で、この間の学校との連携の問題でございますとか、DVとの関連性など、多々指摘をされたところでございます。

また、転居時における引き継ぎの問題なども指摘をされて、こういったことを踏まえた、関係機関の連携強化と、所要の規定の整備をしたところでございます。

簡単でございますが、以上が法律の概要でございますが、もとより、どちらかというところ、今回の法律改正の内容というのは、虐待が起こったときの対症療法的な内容が中心となっておりますが、そもそも虐待が起こらない予防、未然防止ということです。また、虐待を行った後、その後のケア、自立支援等非常に重要でございます。

その点につきましては、資料を2枚ほどめくっていただきまして「児童虐待防止対策の抜本的強化について」という資料がございまして、

これは、総理出席のもとで開催されております、関係閣僚会議決定されたものでございまして、こちらにつきましては、法律事項以外のものも含めて、今後、予算措置で拡充を図っていくものなどを含めまして、総合的な対策として整理をした内容でございます。

いずれにしましても、しっかりと法律の施行によりまして、虐待防止対策の強化をしっかりと図ってまいりたいと考えております。

西川参事官 資料4です。

子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正(案)ということで、この1月にも

基本指針の改正(案)の方向性につきまして、御報告をさせていただいております。

肉づけをした上で、この夏にでも告示改正をしたいと考えてございます。

改正内容は、1月に御報告したとおり、例えば、幼児教育アドバイザーあるいは公立幼稚園の入園対象年齢の引き下げ、国際化等につきまして、肉づけをし、また(2)のとおり、社会的養護の見直しにつきましても追記してございます。

前回書かなかったことで、きょう、新しく書いている項目といたしましては、2ページのほうのところ、その他制度の施行状況や関連施策の動向を反映させるための追記、改正ということで、2つ目のポツで、児童福祉法に基づく障害児福祉計画との調和を保つというような点です。

あと、2つ、3つぐらいポツの下のところ、医療的ケアが必要な児童についての記述、そして、障害児入所施設についての記述といったところを、きょうは加えてございます。

きょう、委員のほうからも御意見をいただいているようですけれども、その所要の検討を経て、告示改正をして、次の令和2年度を始期とする第2期計画に間に合いますように、適用期日としては来年4月ということで、この夏には官報公布したいということで作業をしたいということです。

長田総務課長 若干補足をさせていただければと思います。

改正内容の(2)の部分「児童福祉法改正等を受けた児童虐待防止対策・社会的教育の見直しに伴う追記」という部分でございますが、現行の基本指針が策定されたのが平成26年で、平成27年度からの一期計画に適用される指針ということになっているところがございますが、その後、平成28年に、かなり抜本的な児童福祉法改正がなされまして、さらに先ほど申し上げた児童福祉法の改正など、この間、三度にわたり児童福祉法改正がなされておりまして、基本指針を策定した当時と、基本的なコンセプトとかなり変わっている部分がございます、その内容について、置きかえをしたいということでございます。

ポイントは大きく2つあるかと思っております。

1つは、まず、市町村における虐待防止対策あるいは社会的推進の役割についてでございますけれども、平成28年改正におきまして、例えば、市町村子ども家庭総合支援拠点の設置の努力義務が位置づけられる、あるいは在宅における支援というものについて、市町村の役割が非常に期待されるということで、そのあたりの役割強化について、しっかりと位置づけたいということが1つでございます。

でございますけれども、いわゆる社会的養護の分野におきまして、現行の基本指針におきましては、家庭的養育を推進するというので、当時としては、里親、小規模施設、それから小規模グループは、おおむね3分の1程度ずつを目指すということでございましたけれども、平成28年改正法に基づく、子ども家庭養育優先原則におきまして、3歳未満の乳幼児で言えば、里親委託率75%を目指すといったようなことで、その目標値が大きく修正されているということで、この家庭優先原則に基づく内容に置きかえをしたいという

ことで、中身自体、既に通知を発出しておりますので、基本的に、その内容を踏まえて対応していただくという内容になるかと思えますけれども、補足をさせていただきます。

森田少子化総合対策室長 続きまして、資料5をお願いいたします。

厚生労働省の少子化総合対策室長の森田です。よろしくお願いいたします。

資料4の子ども・子育て支援法の基本指針とかなり関連する内容ということで御説明させていただきます。

法律は異なりますけれども、次世代育成支援対策推進法に基づきます行動計画の策定指針の改正ということで、これも市町村、都道府県で計画を策定いただいております、来年度から新しい計画ということになりますので、先ほどの基本指針と同様、夏には告示改正を行いたいと思っております。

四角の枠囲いの中の2つ目ですけれども、この法律では、市町村あるいは都道府県は、指針に即して地域における子育て支援、それから母性、乳幼児の健康の確保増進、さらには、職業生活と家庭生活の両立推進といった観点から、5年ごとに行動計画を策定することができるとなっております。

この指針では、前期の計画を2019年度までということで、後期を2020年度からの5年間ということが望ましいということにしておりまして、この関係で、今年度、なるべく早い時点で告示の改正を行い、その指針に即して計画の見直しを行っていただきたいと思っております。

なお、4つ目の○ですけれども、多くの市町村等では、子ども・子育て支援の事業計画と一体的に策定をされておりますので、まさに一体的な計画の見直しを、今年度後半に行っていたかどうかということで考えております。

そういう意味では、内容はかなり重複しております、まず、上の3つのは重なっております。先ほど、説明は省略されておりましたけれども、放課後の子ども総合プランが新しくなっておりますので、その反映。

それから、今、御説明がありました児童虐待の関係ですとか、社会的養育の充実に関する記載を盛り込もうと。

それから、乳児の健康といった観点から子育て世代包括支援センター、産後ケアあるいは新生児の聴覚検査、こういった記載を追加すること。

さらには、医療的ケア児に関する記載を追加ということを考えております。

また、警察や国交省の取り組みも、この指針の中には含まれておりまして、登下校防犯プランが平成30年に閣議決定されておりますけれども、こういったものを踏まえた改正や、つい先般まとめられました、未就学児あるいは高齢運転者の交通安全緊急対策、こういった内容を盛り込む必要があると思っております。

住宅の関係では、住生活基本計画が閣議決定されておりますので、良質な住宅の確保に関する記載、さらに、両立支援という観点から、育児介護休業法の改正を踏まえた内容の修正あるいは働き方改革関連法の内容を記載するといったことを考えております。

以上です。

西川参事官 続きまして、資料6でございます。

企業主導型保育事業につきましては、御案内のとおり、新制度がスタートして、翌年、平成28年3月に法改正を経て、当初、5万人ということを目標にスタートしてございます。その後、2年後、平成30年3月に、さらに6万人ふやすということで、現在、11万人の目標ということで、この事業を進めているところですが、さまざまな課題が出てまいりましたものですから、昨年12月に検討委員会を立ち上げまして、このほど3月に改善策をまとめる報告書を策定してございます。

資料6の上のところ、課題ということで4点、保育の量的な拡充というところに重きを置いて、質の視点という点が不足していたのではないかと。

さらに、施設の一部の事業の継続性、安定性といったところに課題のある施設が入ってきている。

さらに、3点目として、事業の規模は、非常に大きなものになってございますので、事業の透明性ということが求められていますけれども、この点が不足していたのではないかと。

それから、地元自治体との関係で、指導監査等の連携が不足していると。

そういった4点の課題を受けまして、それぞれ2番目の箱に書いているような改革を取りまとめてございます。

一番下のところで、実施体制ということで、内閣府と一緒にこの事業を実施していく、特に審査業務や資金助成業務を担う実施機関につきましては、この夏中をめぐり、新たに公募・選定を行うということでございます。

国としては、この報告に沿って、現在、改善策を進めているところでございます。

1枚めくっていただきますと、報告書本体ということでございます。

次は、資料7ということで、前回子ども・子育て会議におきまして、経営実態調査の調査票につきまして御意見をいただいたところでございますけれども、きょうは、参考資料ということで、少し分厚い調査票そのものも後ろのほうでつけてございます。

保育所、幼稚園、認定こども園、それから、地域型事業、それぞれの調査を全てつけてございますけれども、資料7のところにありますとおり、1番、公定価格の検討に資するようということで経営実態を把握するというところでございます。

調査対象につきましては、それぞれ抽出をしております。

全体としては、大体半分ぐらいの施設と、施設種別によって抽出率は異なっておりますけれども、トータルとしては、全国の施設のうち半分ぐらいのところは抽出がなされるというつもりでございます。

前回、有効回答率が非常に低かったというような御指摘もいただいておりますので、ぜひ、これは御協力をいただきたいということで、今回は、政府統計ということでございますし、引き続き、電子的に回答できるような工夫もしているところでございます。

それから、調査内容としましては、おさらいですけれども、3番のとおり、 番、施設の概要、それから職員配置、職員の給与、特に累次の処遇改善加算の取得状況ということでございますので、その処遇改善の効果ということを抑える点から、2点間の改善の伸びというところを回答していただかないといけない。この点が若干、回答事務が負担になるところだろうと思いますけれども、ぜひ、よろしく願います。

それから、今後の予定ということですが、今月中には調査票を全国に発出いたしまして、秋には取りまとめて、そして、年末までの御議論に資するということでございます。

それから、資料8でございます。

通知本体をつけてございます。きのう付の通知ということで、3府省の連名の通知ということで、昨年も処遇改善加算IIの研修要件につきまして、随分御議論がございました。それぞれの省庁の事務連絡、通知等がなされていて、これを包括したような正式な通知というものを早急に取りまとめるべきだということで、特に幼稚園教諭の更新講習との関係、それから、園内研修の関係、それから、加算創設前の研修の取り扱い、そういった点を整理すべきだということでございます。

ページをめくっていただくと、まず、1番ということで保育所ということで(1)(2)(3)ということで、今、申しあげました(4)のところ、園内研修の取り扱いにつきまして整理しております。

(5)として実施方法ということで、e-learningについても記述してございます。

下のほうで2番目として幼稚園ということで、実施主体につきましては特にということで、更新講習や免許法の認定講習との連携が図られるように実施主体を整理しております。

1ページめくっていただいて(2)の研修内容というところにつきましても、(2)のところでお書きもつけてございます。加算認定の自治体が個別の研修についてあらかじめ認定を行うことまでは不要ですので、ある団体を認定していただければ、それで大丈夫だということで、ある程度事務の簡素化ということにも配慮してございます。

3番目ということで認定こども園というところでございます。

そして、最後に、II番ということで、平成30年度以前に受講した研修の取り扱いについてということです。

一番最後、その他ということで、特に、半分もう一度繰り返になりますけれども、幼稚園免許状に係る更新講習あるいは免許法認定講習との関係、特に幼稚園教諭、保育教諭への負担の軽減への配慮を促進されたいということで、入念的に記載させていただいております。

竹林保育課長 それでは、資料9について保育課のほうから御説明をさせていただきます。

こちらのほうの資料ですが、小さな字で恐縮ですが、下に 印で、平成29年度地方からの提案に関する対応方針、これは、29年の年末に閣議決定されたものですが、保育所や幼

保連携型認定こども園におけます保育士、保育教諭の配置基準につきまして、現行では、御案内のとおり、子どもの配置年齢に応じた基準がクラス単位というか、年度単位で設定されておりますけれども、一部の自治体から、これは誕生日が来たら、順次そこで切りかえていくと。ですから、3歳のお誕生日が来たら、6対1の配置から20対1の配置に緩和する。これをばらばらとしてはどうかというような御提案があり、その影響について、30年度中に地方公共団体や保育所等に調査を行って検討するようにという宿題をいただいていたものでございます。

これを踏まえまして、上のほうですが、調査概要の2つ目の○、調査対象でございますけれども、都道府県の県庁所在地、それから、その市に属する保育所2園、幼保連携型認定こども園2園、地域型保育事業1事業者を対象に調査をかけさせていただきました。

その結果でございますけれども、まず、2番の最初の ですが、この基準日を誕生日で、年度途中に変更することについては、どちらかというところと反対、もしくは反対というところが、回答をいただいた41自治体のうち40自治体が反対ということでございました。

また、個別にも自治体、事業者、保護者、さまざまな御懸念、全て御紹介しませんけれども、子どもの環境等に対する心配、懸念が示されたところです。

3つ目の○ですが、仮に自治体の判断で変更できるとなった場合も、その制度は導入しないという自治体が41自治体中40自治体を占めておりました。

また、施設のほうの目で見ても、その変更はしたくないというのが、御回答いただいた197施設のうち191施設ということで、ほとんどの施設が懸念を示されたということでございます。

3番の対応方針にございますように、今回の結果を踏まえまして、基準日の取り扱いについては、現行のままとしてはどうかと考えております。

本日の会議で、ぜひ御意見のほうをいただきたいと思います。

以上でございます。

西川参事官 続きまして、資料10、それから資料11と、この6月21日に閣議決定したものの、経済財政運営と改革の基本方針2019ということで、1ページ目のところについては、今、スマート公共サービスということで、さまざまな行政事務の電子化、自動化ということを進めてございますけれども、児童手当につきましては、そういったものになじむだろうということで、これまでも進めておりますけれども、さらに進めていこうということが、ここに記載されてございます。

2ページ目です。

(1)の 番ということで、幼児教育・保育の無償化ということ、それに関連して、企業主導型保育事業の意義の確認、そして、見直しということが記載されております。

3ページ目ですけれども、この子ども・子育て会議でも随分御議論いただいておりますけれども、第2段落、子ども・子育て支援のさらなる質の向上を図るため、消費税分以外も含め、適切に財源を確保していくということで、0.3兆円超のメニューと

ということにつきまして、引き続き宿題になっているところがございますけれども、この点につきましては、累次の骨太の方針と同様の記述ということになっております。

次の段落以降につきましては、子どもの貧困対策あるいは児童相談所の体制強化、児童虐待防止対策の強化等につきまして記載されているところです。

最後、4ページ目のところですがけれども、昨今の交通安全に関するいろんなルールの指摘がございます。きょうは、参考資料としてもつけてございますけれども、交通安全対策の推進ということが記載されております。

資料11、1ページ目は児童手当、2ページ目は道路交通安全ということで、先ほどと重複しない項目としては、3ページ目に、就労証明書、保育園に入所するときに、就労証明書が必要だということで、2)の番、デジタルファーストの実現というところで記載しております。

就労証明書は、自治体ごとにばらついていきますので、国として示す標準様式の普及を拡大していきたいと、これにより、行政事務の効率化はもとより、保護者のお勤めになる事業所の事務負担が軽減します。

資料12ということで、毎年、この時期、財務省の財政制度等審議会から、恒例の建議ということで、我々のほうにも御意見を頂戴しているところです。

「公定価格の適正化について」というカラー刷りのポンチ絵を見ていただければと思います。

この表の中で、土曜日の開所日数、土曜日の利用児童数等につきましてグラフがあります。

右下のところの図2から図4の出所というところをごらんいただきますと、わかりますとおり、この1月末に子ども・子育て会議に厚生労働省のほうから提出のありました調査結果をバックデータにしているものです。

土曜日の利用児童数、勤務する職員数、それぞれが平日に比べて異なっているということを受けまして、一番下のところの「改革の方向性」ということで指摘がなされております。

ここを読み上げさせていただきますと、例えばということで、常態的に土曜日に閉所する場合には減算の調整をすることになっているけれども、公平性の観点から利用実態、運営実態に応じて、よりきめ細やかな減算調整の仕組みを導入することが必要ということが述べられております。

さらに、その下のところは、子ども・子育て会議の中でも、積み上げ方式、包括方式ということで、積み上げ方式を維持すべきということで御意見をいただいているところですがけれども、この財制審の中では包括方式への移行も検討すべきではないかというような御指摘をいただいております。

次のポンチ絵の「児童手当の見直しについて」という点につきましては、これは、昨年と同様のものですので、説明は割愛させていただきます。

もう一度繰り返しになりますけれども、参考資料ということで、分厚い資料になりますけれども、経営実態調査票の調査票の現物と、それから、このほど取りまとめられました交通安全対策の概要というものをつけてございます。

無藤会長 ありがとうございます。

それでは、残りの時間で、ただいまの御説明につきまして、皆様方から御意見、御質問をお願いしたいと思いますけれども、いつものようにお一人2分程度以内ということで、御発言をよろしく願いいたします。

それでは、また、順番にということで、秋田委員から、よろしいでしょうか。

秋田委員 ありがとうございます。東京大学の秋田でございます。

まず、この間に、幼児教育の無償化や、児童虐待の法案等、これからの子ども・子育てにとって大変重要な案件に多くの事務方が関与してくださって、これが達成できたことに感謝申し上げます。

また、資料8でございますけれども、本日出ました研修受講要件についての全体像が総合的に提示されたということは、非常に重要な今後の研修のあり方、キャリアアップ等のあり方、また、e-learning等のあり方にとって大変重要なことであり、質の向上の鍵になる研修について、こうした通知が出たことが大変重要であろうと思っております。

また、もう1点、質の向上ということで考えましたときに、企業主導型保育事業の実施に向けた検討委員会のほうで、資料6が出てございますけれども、ぜひ、検討課題を検討していくと同時に、質の確保、向上を重視するというようなところで、実際の満足度調査などでは、通わせている親の9割は満足とも言っている、安心・安全で全ての施設形態の親が安心できるような形の向上を図っていただいていることが分かります。しかし一方で、調査研究結果を見ると、企業主導型保育従事者のほうは5割ぐらいが満足しているけれども、残りの5割の方にとっては、必ずしも、その職場が働きやすいとは評価されていないというところについて、よりいい保育実践例等を紹介しながら、どのような施設形態であったとしても、より質の向上に取り組むような形をお考えいただきたいというのが、御礼と意見の1点目です。

もう一点は、大変残念に思っておりますのは、放課後児童健全育成事業に関して、従うべき基準から参酌すべき基準に、要するに質に関する規制が緩和されているというところでもあります。

30万人の受け皿というところや、小学校の中に設置することは重要なことではありますが、その中でも、やはり質であります。実際の学童保育等に当たる人の専門性というところについても、ぜひ御検討をいただきたいと思っております。

同じことが放課後でも、量の拡大だけではなく、質の向上の同時追記をお願いしたいと思います。

以上です。

無藤会長 ありがとうございます。

それでは、新山委員、お願いします。

新山委員 全国国公立幼稚園こども園長会の新山です。いつもお世話になっております。資料1の附帯決議のところの御説明をいただきまして、ありがとうございます。

この附帯決議の中にあります保育等従業者の職務が、その重要性にふさわしい魅力あるものとなるよう、必要な措置を講ずるものとする。あと、処遇の改善というところが出ています。

どうしても、我々の仕事が社会的になかなか十分に認められていない部分が、まだまだあると思っています。

それから、女性が多い職種ということで、どうしても子育てをしながらやっけていく中で、ハードルがすごく高くなっている部分がたくさんあります。この附帯決議のところのしっかり現実、実際のところでうまく形になってくれることを祈っております。どうもありがとうございます。

それから、国公幼としては、幼児教育の質の向上のことを、いつも言わせていただいております。幼児期にふさわしい教育がしっかりと実施されていくために、資料4の基本指針の改正のところになりますけれども、幼児教育センター、それから、幼児教育アドバイザーの配置のこと、それから、専門の指導主事の配置のことなどが出ております。ぜひ、このところも各都道府県において確実にふえていきますように、お願いしたいと思っております。

それから、預かり保育のこと、公立幼稚園の入園対象年齢の引き下げのところも、国公幼としてもしっかりと求めてきたところですが、各自治体が柔軟に対応できるように、我々のほうからもしっかりと声をかけていきたいと思っております。

外国につながる幼児、それから、特別な支援が必要な幼児の増加については、我々はとも現実的な問題として受けとめております。確実にふえているのが実感です。全ての地域の子どもたちに質の高い幼児教育を提供する使命がある我々としては、ぜひ多様性を大事にして、共生社会の担い手となる子どもたちを育てていくという意味合いにおいても、外国につながる幼児や、特別の支援の必要なお子さんの受け入れを積極的にしていきたいと思っておりますので、それに関して、かなり現場に負担がかかっている部分もあります。コミュニケーションの補助ですとか、介助員の負担ですとか、そのあたりのところのしっかりとした支援ができていくようお願いしたいと思っております。

ありがとうございます。よろしく申し上げます。

無藤会長 ありがとうございます。

では、小塩委員、お願いします。

小塩委員 一橋大学の小塩です。

非常に詳細な御報告をありがとうございました。3つコメントを差し上げます。

まず、1つ目は、資料1の幼児教育・保育の無償化ですが、これは非常に大きな政策課題ですので、ぜひ政策の評価分析の準備を始めていただきたいと思います。

実は一歩先に進んでおります、高校の授業料の無償化につきましては、内閣府の経済社会総合研究所の研究員が非常にすばらしい調査分析を行っておりまして、特に低所得世帯にどれだけメリットがあったかを具体的な数字で実証しております。国際的な学術雑誌にも出ているということで、非常に立派な政策評価を行っております。

幼児教育については、アウトカムが非常に多岐にわたりますので、評価分析は難しいと思うのですが、データがこれからそろっていきますので、ぜひ評価分析を進めていただきたいと思います。

2つ目は、資料7で説明していただきました経営実態調査です。これは、非常に重要な調査で、きょうは、各団体の責任者の方がいらっしゃっていますので、有効回答率の引き上げに御協力いただきたいと思います。

私は、国民生活基礎調査の精度を高めるワーキンググループに入っているのですが、ここでも回答率の低下が問題になっていて、これを何とか引き上げたいということなのですが、回答率のレベルは77%ぐらいなのです。今回の実態調査は個人ではなくて団体ですので、3割、4割で終わるのは問題であって、できるだけ100%に近い努力をしていただきたいと思います。

3番目は、資料12で財制審からボールが投げられた点です。財制審は財制審のポジションがありますから、全てに応える必要は必ずしもなくて、ディフェンスすべきところはディフェンスすべきだと思うのですが、土曜日の開所については、財制審は非常に具体的な問題提起をしております。できるだけ効率的に土曜日の保育サービスを展開するということを考えますと、現行制度でもできることはある程度あるのではないかと思いますので、この点についての検討は進めてもいいのではないかと思います。

以上です。

無藤会長 ありがとうございます。

では、柏女委員、お願いします。

柏女委員 淑徳大学の柏女です。

委員の提出資料の1ページ、2ページに、私の意見を載せさせていただいております。事前に意見を述べて、既にこのペーパーに採用されているところもありますけれども、お話をさせていただきたいと思います。

ここでは、基本指針の改正を中心にお話をさせていただきます。大きく3つの視点から、つまり全ての子どもを対象とする計画になるために、2つ目が、共生社会の推進に資するために、3つ目が質の確保を図るために、この3つの観点から、3つの領域について7つ述べていきたいと思います。

1つは、放課後子ども総合プランの策定に伴う追記に関してですけれども、1点は、学校の中で、子どもたちをずっと養育していくと、育てていくという観点が中心になっておりますけれども、放課後児童クラブ専門委員会の中間取りまとめの中では、それだけではなく、地域の人々との共生を体験できるように、地域の特性に応じて児童館や社会教育施

設等を活用したクラブ運営、これも必要なのだということは提起されておりますので、それも考えていくことが大事だろうと思います。

2つ目は、今、秋田委員も述べられたもので、参酌すべき基準に見直しがなされた場合、その参酌した結果、独自に定めた基準の根拠等について、地域住民、保護者等に自治体は十分説明し、理解を得るということについて記載をしていただきたいということです。

2つ目の社会的養育、児童虐待防止対策の見直しに伴う追記については、1つは市町村における包括的支援拠点相互の連携の具体的なあり方について記載をお願いしたいということです。いろいろな拠点が乱立している状況にありますので、ここを整理していかないと、さらなる分断が起こっていく可能性があります。

続いて、都道府県計画と市町村計画の社会的養育の関係については、特に両方のすり合わせが必要だろうということを思っております。それがないと、例の結愛ちゃんの死亡事件のように、区が訪問しようとしても、都がとめてしまうというようなことが起こって死亡事例に結びついてしまうというようなことが起こりますので、ここについては、両者の整合性を図るという観点がとても大事なかなと思います。

3番が、その他の施策動向ですけれども、幼児教育・保育の質の向上に資する計画、特に、幼児教育アドバイザー等については、ゼロ歳からの連続的な学びの大切さ、教育を考慮していくということがとても大事ではないかと思えます。

3歳以上の幼児教育に限定されているところが随所に見られますので、そうではなく、ゼロ歳からの、そして、一日を通じた教育ということについての視点が必要だろうと思えます。

(2)の障害計画については反映されておりますので、省略をさせていただきたいと思えます。

また、医療的ケアについても同様です。

この意見書にはないのですけれども、きょうの新聞に厚労省が社会福祉相談の窓口を一本化し、そして、ワンストップ支援拠点ができる仕組みを進めるという報道がございました。

それは、とてもよいことだと思っております。人口減少時代には、包括的な支援体制をつくっていくということがとても大事だと思います。

ところが、子ども・子育て支援分野については、基礎構造が一元化されておらずに、県や市町村などさまざまところがかかわっています。また、職権保護と利用契約が混在したりとか、支援拠点も、先ほど申し上げたように乱立するといったような形で、まずは子ども分野の包括的な支援体制をできるようにしていくことが、まず、最初ではないかと思えます。

そうしないと、高齢者や障害者、子どもの総括的な拠点ができたとしても、子ども分野でばらばらになっていると、それがなかなか結びついていかないということが生じるのではないかと思います。

内閣府、厚労省、文科省、それぞれに分かれている子ども・子育て支援の分野について、ぜひ基礎構造改革を目指すという取り組みが開始されることを願っております。

私からは、以上です。

ありがとうございました。

無藤会長 ありがとうございました。

それでは、加藤委員、お願いいたします。

加藤委員 全国幼児教育研究協会の加藤です。

まず、初めに、研修受講要件、3府省合同課長通知の発出、まことにありがとうございました。御関係の方々、本当にありがたく思っています。

2点目です。

資料4の基本指針の改正についてですが、2ページ目の(3)センター事業についてですけれども、どの都道府県もセンターをつくれればいいというだけでつくっていらっしやらないとは思いますが、そもそもまだ幼児教育に理解の薄い方あるいは要領や指針の理解が薄い方がアドバイザーになっていたり、スーパーバイザーになっていたりして、結果的に現場を指導してしまうというようなことがあったり、ネットワークがうまくつながっていなかったりというようなこともございます。

公私幼保、多様性を尊重しつつ、センターというのがどういう姿になっていくことが望ましいのか、大切なのかということを示していくということが大事だろうと思います。

あわせて、その下の2ポツ目ですけれども、支援が必要なお子さんへの対応ということの充実は、非常に大事なことと思っております。

あわせて、預かり保育の関係の事業につきましても、支援のお子さんに対する対応はまだなされておられませんので、次の改定のときに、また、その視点でも深めていただければありがたいと思います。

以上です。

無藤会長 ありがとうございました。

では、古口委員、お願いいたします。

古口委員 栃木県の茂木町長の古口でございます。

初めに、幼児教育・保育の無償化について申し上げます。

いよいよ本年10月より幼児教育・保育の無償化がスタートしますが、円滑なスタートが切れずように町村といたしましては、最後までしっかりと保護者、関係者への説明に遺漏のなきように努めてまいりたいと思っております。

国としても、ぜひ、引き続き町村への支援をお願いしたいと思っております。

2点目ですが、放課後児童クラブの支援員の配置基準についてであります。これにつきましては、2年の検討を経て、地域の実情に応じた見直しがなされたことと、私どもは評価をしております。

今後は、地域の実情に応じた放課後児童クラブの量を確保することはもちろんですが、

各町村の責任において、子どもの安全性など、質の確保に一層の責任を持って取り組みたいと考えております。

最後になりますが、子ども・子育て支援制度は、成立からいよいよ5年を迎えるに当たって、見直しの時期に来ているかと思えます。

ぜひ、見直しに当たりましては、子どもにとって真に意味のある施策、現場に沿った施策、計画策定となりますよう、お願い申し上げます。

無藤会長 ありがとうございます。

では、駒崎委員、お願いします。

駒崎委員 全国小規模保育協議会理事長の駒崎です。

まず、最初に、今回の児童虐待防止対策の強化を図るために、児童福祉法等の改正をしていただき、それに御尽力いただき、ありがとうございました。結愛ちゃん、心愛ちゃん法と言ってもいいような、本当に悲しい事件があって、そこから本当にできる限りのことを詰め込んだ、やれるだけのことをやった法律だったと思います。つくるのにとっても苦労されたと思います。本当にありがとうございました。

さて、この意見書に基づいて御意見を申し上げたいと思います。

まず、小規模保育に関していいますと、共同保育というものを同様にやっておりますけれども、これを朝夕も可能にさせていただきたいと思っております。

というのも、小規模保育所というのは、認可園や幼稚園の分園として本園と同じ敷地や近くに立地することもあるのです。また、系列園として小規模保育園の近くに立地しているケースがあります。

こうした園において、朝夕など、子どもが少ない時間帯において、一緒になってできることによって、保育士不足の解消に寄与できるという部分がございます。

実は、町田市においては、既に実施されておまして、現場においても歓迎されております。これは、町田だけにとどまらずに、全国においても可能になるように、厚労省から通知等を発出していただけたらと思います。保育士不足、かなり深刻な状況になっておりますが、保育の質を落とさずに保育士不足を解消していくというところで、細かい工夫などを現場に許していただけるとうれしいかなと思っております。

また、企業主導型保育の小規模な園において、この処遇改善II加算の4万円付与ルールというのを小規模保育に合わせた形にさせていただけたらと思っております。

すごく細かい話なのですが、保育士の処遇を改善していこうという、非常に大切な、そして、大事な取り組みで、とても歓迎しているのですが、この処遇改善II加算自体、102園をモデルにしているので、余り小規模園のことは考えられていなかったという部分があります。

ですので、例えば、園児数12人の小規模園に副主任を置いてくださいみたいな、ちょっと非現実的なお願いを厚労省さんか内閣府さんにされて、非常に戸惑っていたわけなのですが、現実的には、小規模園においては、副主任ではなくて主任保育士でもいいよ

という形に、今、東京都や仙台市ではなっけてきております。ある種の非現実性をきちんと自治体も共有していただいて、そのあたりは主任でもいいよという感じにしてくれているのです。そうすると、現実的に使えるなど。

ただ、小規模保育園は、自治体がそう理解してくれているのですけれども、企業主導型は、児童育成強化をどう解釈するかなのですけれども、内閣府が副主任と言っているから、どんな小さな園でも副主任なのですという非常に硬直的な運用をしていて、ちょっと困るなというところがありますので、ぜひ、内閣府さん、企業主導型の非常に小さい園は副主任とかを置いているわけではないので、現実的なラインで解釈の幅を持たせていただけたらと思いますので、ぜひ、内閣府の企業主導型担当のラインの方、お願いいたします。

また、小規模保育の卒園児の3歳児の壁という問題がありまして、これは長らくいろいろ問題になっているのですけれども、最近になっていい事例が出てきたので御紹介したいと思います。

それが、足立ルールでして、小規模園のゼロから2歳、御案内のとおりお預かりして、広がって行って、いまや4,276園ということで非常に広がっているのですけれども、3歳になったら、また、再包括して、3歳児で、また入れなくなるかもしれないということで、これは非常に大変なわけです。

この連携園もあったりするのですが、なかなか連携していても受け入れないという話になっていて、ほとんど機能していない状況があります。

そんな状況の中で、足立区は、2019年度の4月入所から小規模園や家庭的保育を卒園予定の2歳児を対象として、先行利用調整という仕組みを始めました。

これは、一般の4月入所した人が、2月とかに次の園の期限が決まるのに対して、9月の時点で、既に利用申し込みを受付してしまっていて、かなり早い段階で、3歳以降の行き先というのを決めてあげるというルールなのです。これができると、非常に安心して3歳を迎えられますし、その時点で決められるということになりますので、3歳の壁の問題というのが解決できるのではないかなと思いますので、この足立ルールを全国でも広げていくと、3歳児の壁問題に対して非常に有効なソリューションになるのではないかなと思っています。

また、企業主導型保育で、いろんな謎のルールがたくさんあるのですけれども、1つは、認可が落ちないと入園できないという謎のルールがありまして、これもなかなか不可思議な運用をしていまして、地域枠の50%を超えた部分を預かる場合は、なぜか保育所を落ちた入所保留通知を持ってこいという意味不明かつ厳しいルールがございまして、これは、ある意味がちょっとよくわからないので、もちろん待機児童を受け入れるための企業主導型保育ということなのかもしれないのですけれども、この入所保留通知を得るには、最短でも申し込みから1カ月弱かかるので、企業主導型保育園があいていても、1カ月弱入れないみたいな、よくわからない状況、誰のための制度なのかよくわからない状況になっているので、何か別に法律に書いてあるわけでもないと思いますので、それをしっかりでき

るようなルールを内閣府のほうから児童育成協会に言っていただいて、彼らは正しいことをしていると思っていますので、言っていただいて、現場の事業者や親御さんが困らないようにしていただきたいと思います。

最後に、内閣府さんの特区において、特区小規模保育というものが始まりましたので、御紹介させてください。

これは、小規模保育で3から5歳は預かれますよというような仕組みで、国家戦略特区でできるようになったのですけれども、長らく手を挙げてくれる自治体がなかったのですが、このたび堺市が手を挙げてくれまして、3から5歳の小規模保育園というものを開設の公募に、今、してくれています。

これができると、それこそ3歳の壁も突破できますし、あるいは非常に手厚く3から5歳の子どもたちをお預かりできるようになると。

例えば、外国人家庭であるとか、障害のある家庭とか、少人数で手厚く3から5歳までを見たいというような場合においても対応ができるようになるということがございますので、ぜひ、いろんな自治体に広がってほしいなと思いますので、子ども・子育て会議に御参加されている自治体の方々にも知っていただきたいですし、また、内閣府さんのほうから、こういう事例があるということ全国に啓発していただけたらと思っております。

以上です。

無藤会長 ありがとうございます。

それでは、佐藤委員、お願いいたします。

佐藤委員 産経新聞の佐藤好美です。3つ申し上げます。

1つ目は、資料4と5の計画の指針についてです。

社会的養育と医療的ケア児の充実について、新たに書き込まれたのは大変よかったと思います。

児童虐待の調査を見ますと、6割超がゼロ歳児、その多くがゼロ日での死亡だということがわかっています。

このお母さんたちが妊婦健診も受診していないことを考えると、妊婦からのアプローチも、子どもからのアプローチも届いていないことが考えられます。

特定妊婦としても認識されていないということだと思しますので、妊娠電話相談などとの連携が必要になると思います。

そういったことを書き込まないまでも、市町村、都道府県で目配りがきくようにしていただければと思います。

2つ目です。資料7の経営実態調査についてです。経営実態調査は、一昨年行われて、まだ頻度がどのように行うかが決まっていけないものと理解しています。やりたいとか、やりたくないとかで決まるものではもちろんないと思いますが、一定程度、何年に1回やるということ、そろそろ決めるべきときではないかと思えます。

その頻度の決定に当たっては、計画が5年に1回ですので、例えば、2年に1回にする

と、10年に1回しか計画と公定価格の見直しが合わないこととなりますので、大きなタイムスケジュールを考えてもいいのではないかと考えています。

また、先ほど、有効回答率の引き上げについて、小塩委員から意見がありましたが、特に今回は無償化も行われることですので、有効回答率が低いということはなかなか理解が得られないところだと思います。事業者の皆さんにおかれましては、ぜひ一段の御努力をお願いできればありがたいと思います。

3つ目です。土曜開所についての財務省からの指摘なのですが、利用者の視点からすると、利用者が少ないから、例えば、集約化ができるのではないかとと言われても、なかなか初めてのところに連れていくというのは、抵抗感が大きいのではないかと考えています。

事業者さんのほうから、例えば、保育士さんの働き方改革などの観点から、要望があるのかどうか、そこは事業者さんがどのように考えているのか、ぜひ意見をお聞きしたいところだと思います。

以上です。

無藤会長 ありがとうございます。

月本委員、お願いいたします。

月本委員 全日本私立幼稚園PTA連合会の月本です。

虐待の防止についてお話しいたします。

昨今の報道から伝わる子どもへの虐待には、大変心を痛めています。こうしたニュースを耳にするたびに、何の罪もなく生まれてきた子どもたちの幸せな成長と生活を望むばかりですが、現代社会において小さな子どもを育てるということは、昔に比べ、一層ストレスの多いものになっているとも感じています。

孤立した育児、長時間の就労と通勤を伴いながらの育児、ストレスフルな人間関係の中での育児、こうした背景の中で、心健やかに子ども・子育てをするのは、大いに難しいことだと感じています。

このたびの虐待防止策の強化は、子どもたちの命と健やかな成長を守ることにつながり、心強く感じています。

しかし、子育ての主催者である私たち親は、みずからが育ってきた環境等を参考にしつつ、主観的な良心に沿って子育てをしています。何が適切なしつけで、育児なのか、何が度を越したしつけなのか判断に悩むことも多いのが現状です。

こうした判断のもとになる道しるべのようなアドバイスなり参考となる考え方など、実際の育児に役立つ情報の相談の窓口なども身近にあれば、しつけと思って虐待につながるということを防げる一助になるのではないかと考えています。

そうした支援などについても、よろしくお聞きしたいと思っています。

以上です。

無藤会長 ありがとうございます。

では、水谷委員、お願いします。

水谷委員 全日本私立幼稚園連合会政策委員長の水谷でございます。

今し方、月本委員がおっしゃったように、虐待防止対策の強化につきましては、おのこの各委員もおっしゃったように、私どもも高く評価をさせていただき取り組みだと感じております。

その中で、今、月本委員が、何がしつげなのかというのを迷う親の気持ちというのは大変よくわかりますし、今回の資料の中で、民法上の懲戒権のあり方も検討するという方向性を打ち出されていますが、先ほど、長田課長さんがおっしゃったように、いわゆる事後対策ではなく、未然に防ぐためのものというのが必要だという御説明がありました。

そういう意味では、一般の保護者にとっては、未然に防ぐためのしつけと虐待の境目みたいなものがどのように伝えられるのか、参考になるものがあるのか、ここは大きなポイントになるのではないかと思いますので、そこに何か具体的な対策というのをぜひともお願いしたいと思います。

2点目ですけれども、基本指針の改正でございますが、幼児教育アドバイザーを市町村に設置を努力義務とする、センターを都道府県に設置するというような流れの中で、確かに、今まで公立の幼稚園に指導主事を置かれている市町村がないわけではありませんでした。都道府県においては県立とか都立の幼稚園というようなものが一般的にあるわけではありませぬので、指導主事として、現場運営の方がいらっしゃるわけではありませぬ。

そういう意味では、幼児教育アドバイザーというのは、公私とも出身の現場からのアドバイザーが可能になってくるということですから、この設置努力義務の次のフェーズと申しますか、段階がすごく大事になってくるのかなと思います。

ここについて、具体的に各都道府県や市町村で、それぞれ考えられるのだろうと思うのですけれども、器だけ、制度だけでできて終わってしまっているということがないように、それぞれ各地域での取り組み、こういうものを国から具体的な指導なり確認なりをしていただければなと願っておりますので、どうぞ、よろしく願いいたします。

次に3点目です。無償化に伴いまして、このたび無償の給付の方法が償還払いであるとか、法定代理受領とか、幾つかの方法を市町村に委ねられていますが、このたび大阪市や堺市では、法定代理受領であるけれども、3カ月後に払うと、10月から始まりますと、10、11、12月になりますと、12月には賞与を出す施設もあって、2カ月の賞与を出すとなれば、5カ月分の給与を何も10月からなしでスタートするというのは、資金ショートを起こすことは目に見えておりますので、早速、各自治体の首長には、お願いに回っておりますけれども、こういうことが、いわゆる法定代理受領の概算払いで事前にするのか、事後になるのか、償還払いの場合は、国としては事務的な手間も考えて、いわゆる推進されておられるということですから、やはり、資金の準備がないと事後になってしまう。それが、1カ月ではなく、2カ月、3カ月後というところは。

はたまた、他方では、3カ月概算払いで払うという自治体もあると、この差はすごく大きいので、資金の用意が自治体の中の差として出てまいります。結局、各施設の資

金ショートの原因になり、実際には私学助成金の前借りができないかと問い合わせている施設もあります。資金のめどが立たないから、あとは銀行からの借り入れと、そういうようなことまで考えている施設も、現実には私は耳にしましたので、資金準備について十分な御配慮をお願いいたしたいと思います。

最後の1点、このたびの支援は、全ての家庭、子どもを対象にしていると思いますけれども、このたびの無償化で預かり保育に、いわゆる施設を利用するための給付というのが出ました。これについて、1号認定の、いわゆる家庭育児のところに預かり保育の幾らかでも補助があれば、先ほどのように、育児が大変な家庭、PTA活動をしている、地域のボランティアをしている家庭も援助される。

就学の場合は、新2号という対象になっても、そういうものはならないというのも少し不公平感というか、ありますので、御配慮いただければと存じます。

以上でございます。

無藤会長 ありがとうございます。

ちょっと順序を飛ばして、高祖代理人が早目に出られるということなので、済みません。

高祖代理人 途中で申しわけありません。ありがとうございます。

ファザリングジャパンの徳倉の代理で高祖と申します。

3点あります。児童虐待防止の改正法について、本当に、これは皆様の御尽力、長田課長を初め、達成したということで、本当にありがとうございます。

こちらのほう、児童福祉施設の長などにおいても同様ということで、もちろん親権者等はそうなのですが、そういうことで表記をされておりますけれども、学校教育法では既に規定されているので、そのカバーをされているという認識かもしれませんが、幼稚園、認定こども園、小規模保育事業などにおいても、周知徹底していただければと思っております。ぺらで入っております。

あと、親のみならず、全ての人が、子どもに対して体罰をしてはならないということで、ぜひ、母子手帳配付、面談時ですとか、両親学級のと時ですとか、さまざまな方向からの施策をお願いできればと思っております。

2点目です。幼児教育の無償化及び保育士の働き方についてということでまとめてしまっておりますけれども、無償化のスタートに当たって、自治体でも不安や混乱があるという声を聞いておりますので、さらに保護者の方は把握でき切れていないところがあると思います。いろんな周知の御準備をされていると思いますけれども、こちらのほう、よろしくをお願いします。

無償化スタートに当たって、親のレスパイトはもちろん必要なのですが、保育の長時間化及び土曜日、親が休日にもかかわらず、不用意に子どもを預ける時間や日数がふえるというようなことがないように、ぜひ告知のタイミングなどで伝えていただければと思っております。

さらに、保育の無償化は、保育士の働き方のところにも通じると思っております。駒崎

さんからも発言がありましたけれども、近隣の保育所などで共同保育などをするなど、工夫をお願いできればと思います。

先日、ファザーリングジャパンでホイクボスフォーラムというのを開催いたしまして、残業及び持ち帰り仕事ゼロ、保育士の休み時間はきちりと確保するなど、さまざまな事例が発表されておりましたので、無償化や土曜日開所におきましても、保育士の適正な働き方が守られるようお願いしたいと思います。

あと、最後に書かせていただいておりますけれども、令和時代に必要な男性育休推進について、ファザーリングジャパンで提言をさせていただきました。育休法改正を踏まえているということで御説明がありましたけれども、自治体において、両親学級の設置義務及び受講者への強い勧奨を求めます。

名称を育休と言うと、休みというような感じがしますので、親時間などに変更するなどの検討もいただければと思います。

パパクォーター制を導入いただいたりとか、父親だけが取得できる育休割り当て制度などの導入も求めたいと思っております。

以上です。ありがとうございました。

無藤会長 ありがとうございました。

では、戻りまして、山内委員、お願いします。

山内委員 日本保育協会から参っております、山内でございます。よろしく願いいたします。

今回、処遇改善加算IIについて、保育園教諭、それから保育士等の研修内容についての要件を整理していただきましてありがとうございます。

特に園内研修や、過去に受講した件数についても、ある程度の方向性が示されたことについては、感謝いたしたいと思います。

まず、資料1の幼児教育無償化についてですけれども、内閣府の主催する会議を受けて、都道府県単位で説明会が開かれております。また、市町村によっては、事業者との協議もやっていくところであるとは聞いておりますが、まだ、なかなか進展していないというのも聞いております。

特に、保育所の食材料費の取り扱いについては、考え方を通知で示すことになっていますが、5月30日の内閣府の会議でも案として示されているのが、まだ正式には通知が出ていないと。スケジュールが非常にタイトになっている中で、制度の変更趣旨などの説明について、事業者としても協力できることはやっていきたいと思いますが、本当にこの点については、国あるいは都道府県、市町村から国民に対して強力な説明を、今回、本当に無償化とともに食材料費の件も伴って理解をしていただかなければならない点ですので、ぜひ、全面に市町村等が出ていただいて説明をしていただきたいと強く思います。

資料9においてお伺いしたいのですが、保育所等における人員の配置基準について、子どもの年齢を年度当初の前日を基準日としている現在の取り扱いを変更するか否かについ

て対応方針にあるとしており、大部分の自治体、事業所がさまざまな懸念を示しておりました。

この方針については、現状のままとするということが適当であるとお聞きしておりました。これについては、非常に賛成するところであります。

次に、資料12についてであります。公定価格の仕組みについては、積み上げ方式から実態調査に基づき包括方式への移行も検討するべきではないかということが、本年の財政制度等審議会の資料において、昨年と同様に示されているところであります。子どもの場合、待機児童がいる地域がある一方で、子どもが減少している地域があるなど、一般的には標準、平均をもとに評価される評価制度包括方式では、極めて問題があると思います。議論は、まだ十分にされておられません。あらかじめ、これについてしっかりと慎重に検討をいただきたいと思っております。

公定価格の適正化についての資料についてであります。土曜日開所についてのデータが出ております。これについても、やはり一本化するべきところはあるかと思っております。ぜひ、これについては必要であるということが、現場においては、必ずあるものであり、対応しなければならない点であります。

人材確保も難しい点ではあります。この点について、やはり減算調整の導入についてや、積み上げ方式から包括方式への移行という点も案として書かれております。ぜひ、この点については慎重に、これからも審議をいただきたいと思っております。

以上です。

無藤会長 ありがとうございます。

大川委員、お願いします。

大川委員 全国病児保育協議会の会長の大川でございます。

私は、本日は3点プラスアルファでお話します。

まず、第1点目は、虐待の資料3でございますけれども、いろいろ事例が起こるたびに法令が変わって、適正化されているとは思いますが、私は、こういった事案の根本はコンプライアンス、法律をきちんと守っていないという対応があると思います。事例ごとに検討委員会が行われていると思いますが、やはり関係した児童相談所なりスタッフがきちんと職務を遂行できているのかというコンプライアンスを検討されて、こういうことが続けば、処分も含んだ強い対応をするべきではないかと考えております。

第2点は、資料7の実態調査の計画でございます。

これは、大変いいと思っておりますけれども、竹林課長に少しお聞きしたいのですけれども、病児保育に関しての予定は、実際に今年度中にやっていただけるというお話なのですが、どのようなスケジュールでやられるのかということをお聞きしたいと思います。

資料8、これは、保育士のキャリアアップの研修内容についての専門分野別の研修が書かれておりますけれども、この中に、病児保育を加えていただきたいと考えております。

なぜかといいますと、病児保育は、知っている方は知っていらっしゃると思いますが、

保育士の中でも正しく認識していない。病気の時、やはり家庭で見なさいだとか、感染が起こるとか、そういった初歩的な誤りを持っている方がいらっしゃいますので、そういった方々に対して正しい病児保育の現在のあり方をお知らせすることが、病児保育の施設を有効に利用するという大きな目標に向かうのではないかなと思っています。

プラスアルファの部分ですけれども、毎回お話しするのですけれども、病児保育のスタッフは待遇改善の対象から常に外されております。これは、法定13事業の中の1つの部門として対応されているわけですが、病児保育は医療型ですね、病院とかクリニックに併設されていますので、ぜひ、こういった病児保育に携わる保育士にも、待遇改善をするためには、13事業から切り離して保育士と同じような立場にするか、または第2の Kategorie をつくって、法定13事業から離して、別の Kategorie として、これからの待遇を考えていただきたいと思っております。

以上でございます。

無藤会長 ありがとうございます。

では、尾木委員、お願いします。

幼児教育・保育の無償化の実施に伴い、認可外保育施設も対象になるということで、認可外の居宅訪問型保育の基準についても、社会保障審議会児童部会、「子どもの預かりサービスのあり方に関する専門委員会」において検討されております。

その中で、一定の研修を課すという方向で調整されているところなのですが、これまでは研修は奨励されても義務づけられておりませんでしたし、また、個人のベビーシッターがマッチングサイトを活用して行う保育が急速に広がるという状況の中、無償化の対象として利用される場合に限らず、研修受講が進むことに期待を寄せています。

また、5年間の経過措置は設けられているのですけれども、それでも保護者が基準を満たしているベビーシッターを選択するということを推奨する必要があると思っております。

しかし、研修に関しては課題が幾つかあります。

まず、居宅訪問型保育の研修が全国的に実施されているわけではないということです。

これに対して、子育て支援研修などの受講も同様に認めていこうとしているわけですが、現場に保育者が1人しかいない状況での保育の質をどのように担保するのか、あるいは安全の確保や緊急時対応など、訪問型保育固有の特性に応じた研修が必要だと考えています。

そのためには、全国各地での研修機会が確保されることが必要ですし、また、e-learningなどの手法も取り入れて実施できるよう、このことについては、ぜひ地方任せにせずに、国が主導して行っていただきたいと考えています。

私は、これまで家庭的保育事業の研修や子育て支援研修の枠組みづくりから実施にもかかわってきましたが、こういった研修のスタート時期は、研修の質の地域格差が非常に大きい現象が見られました。やはり、研修の質が保育の質を決めると言っても過言ではないと考えておりますので、消費税の増収分は、保育の質の担保と向上のために、惜しまず使っていただきたいと考えています。

以上です。

無藤会長 ありがとうございます。

では、木村委員、お願いします。

木村委員 ありがとうございます。

一般社団法人全国認定こども園連絡協議会の木村でございます。

意見書のほうを出させていただいておりますので、後ほど御確認いただければと思います。

私は北海道でありまして、北海道札幌においても2歳児の女の子の痛ましい事件がありました。

今回、このように児童福祉法の一部改正というところで御尽力いただいたこと、改めて心から感謝を申し上げたいと思っております。

今年度の10月から幼児教育の無償化が始まってまいります。実際、残り3カ月ということにおいて、まだまだ丁寧にお伝えしていく必要があるかなと思っております。各関係機関の皆様におかれましても、我々もそうではありますが、しっかりと伝えていくことと、改めて質の担保をしていかなければいけないと感じているところです。

また、無償化については、企業主導型保育事業に関しても無償化の対象になっておりますが、その事業者であったり、保護者への説明というところについても、まだ不十分であるかなと思っておりますので、その辺につきましても、お願いをしたいと思います。

あと、意見書のほうにはないのですが、資料8における処遇改善IIの研修についてですが、こちらのほうも内閣府、厚労省、文科省で整合性を図って通知いただいたこと、心から感謝申し上げたいと思っております。

我々としても、今年度もキャリアアップの研修をさせていただき予定であります。また、関係機関と協議をさせていただきながら、多くの皆さんが御参加できるような環境づくりをしたいと思っておりますので、引き続き、よろしくお願い致します。

あと、経営実態調査の様式であります。我々としても多くの会員の皆さんに、きちんと報告していただけるような周知をしていきたいと思っております。

その結果として、万が一提出に滞っていたりとか、記入がなかなかされていない箇所があったりすると、来年以降の検討課題として、書きやすく、提出しやすいような状況づくりもお願いしたいと思います。

以上です。

無藤会長 ありがとうございます。

では、水嶋委員、お願いします。

水嶋委員 家庭的保育全国連絡協議会の水嶋です。

家庭的保育に関係して、資料1の3、4ページの保育士及び保育士資格を有する者であって、現に保育に関する業務に従事していない者について、就職相談や職業紹介を行う体制の整備及び充実云々と書いてありますが、職業紹介に家庭的保育も含めて説明していた

だきたいと思います。

家庭的保育は、0歳から2歳という低年齢児にとって、いつも同じ保育者が一人一人の子どもに対応することから、乳児期に最も大切な愛着関係を築くことができる保育です。子どもにじっくり向き合い、一人一人に寄り添えることは、保育士にとっても、保育という職務が魅力的でやりがいのあるものだと思えると思います。

次の4ですが、0歳から2歳までの保育について、所要の措置を講ずるものとするのとありますが、毎年、家庭的保育全国連絡協議会には、家庭的保育を始めたい、やるためにはどうしたらよいかと問い合わせがあります。

その回答として、お住まいの自治体が家庭的保育事業を実施しているか、実施する可能性があるかを御確認くださいと言うしかありません。その自治体によって状況や地域性があると思いますが、家庭的保育をやりたい保育士が希望を持てるように、自治体には理解をしていただきたいと思います。

0歳から2歳児の小さな子どもを対象とした家庭的保育です。雨が降れば、水たまりでばしゃばしゃやったり、食べ物を運んでいるアリを見つけたら、それを応援しながら見守ったり、子どもの興味や関心に可能な限りつき合ってあげることのできる家庭的保育です。

保育者にとっても、子どもの小さな反応を感じ取ることができ、ゆったりと過ごせる中で、子どもの成長を見つけやすく、何より子どもとの愛着関係が築きやすいということから、やりがいを感ずります。家庭的保育をやりたいと思う保育士が希望を持てるよう、自治体の理解が進むように家庭的保育の事例等の情報提供をお願いします。

以上です。

無藤会長 ありがとうございます。

それでは、古渡代理人、お願いいたします。

古渡代理人 全国認定こども園協会、副代表理事の古渡です。きょうは、王寺の代理として発言させていただきたいと思います。

まず、初めに当協会の王寺が長年、研修受講要件につきまして、各内閣府、文部、厚労のほうに大変お願いして、ようやくここまでたどりつけたこと、深く感謝申し上げたいと思います。本当にありがとうございます。

それでは、本来のほうの意見についてお話をさせていただきたいと思います。

当協会のほうで意見書は出してありますので、後で、それを御確認いただきたいと思いますのですが、実はその意見書の中に、すごく大事な言葉が入っておりまして、子どもや保護者が置き去りにならないようにという、格別の配慮をお願いしたいということが入っております。

これは、どういうことかといいますと、やはり、今回の無償化に伴いまして、まず、施設のほうとしましては、かなり事務負担がふえたということがございます。

そういう意味では、ぜひその観点におきまして、今後の加算等も踏まえまして、御検討をお願いできればと考えております。

ただ、我々は現場から今の無償化という大きな観点を見ますと、もちろん施設としての説明責任はございます。

その中で、やはり各市町村の行政側からの保護者に対する丁寧な説明が、この3カ月以内の中でしっかりと御提供していただけることが、多分、この制度をスムーズに進めている1つの鍵だと思っております。

そういう意味では、ぜひ、国のほうからも各市町村におきまして、保護者説明をきちんと丁寧にしてくださりますようにということで御配慮願えればと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

先ほど、今回、虐待の法律等々、いろいろお話をいただきまして、大変重要な案件だと思っております。

そういう意味で、虐待そのものは、確かに法律のたくさん問題があるのだと思うのですけれども、私たちは、今、こども園そのものは約7,000を超えてまいりました。

そういう意味では、幼保連携型認定こども園における必須機能としての子育て支援ということがございます。

そういうものを踏まえまして、逆にもう少し子育て支援の質を高める仕組みが必要なのではないかと考えております。これは、こども園だけではありません。全ての子育て支援に関する質のレベルアップというのは、今後の虐待の予防とか、またはいろんなもので必要になってくるのだらうと考えています。

そういう意味では、先ほど柏女先生のほうが、多分、お話になったと思うのですけれども、基本的に構造的な観点で、なかなか重複できない部分がたくさんあると、そういう観点も踏まえまして、今後全体像の構築という発想は必要になっていくのではないかと考えています。

最後になりますけれども、先ほど、土曜保育のお話がございました。実は、土曜保育という問題に関しましても、実は我々自身も働く身です。

そういう観点で考えまして、もちろん土曜保育はいろいろあると思うのですけれども、もっともつといい意味で現場の保育教諭、保育士、幼稚園教諭も踏まえたいと思ひますけれども、いい意味での働き方改革と処遇改善という観点も踏まえつつ、減算とか、そういう発想ではなくて、本当に働き方改革をしながら先ほどの子育て支援とか、総合的な対策ができるような仕組みをぜひ御検討願ひたいと思ひます。

以上です。

無藤会長 ありがとうございます。

では、松田代理人、お願いいたします。

松田代理人 ありがとうございます。

この間の児童虐待防止対策の強化については、本当にさまざまな取り組みをしていただいて、大変感謝しております。

子育てひろば全国連絡協議会といたしましては、全ての子どもは地域で育つという観点

から、地域の子育て支援の事業を担ってまいりました。

本日は、虐待防止というところにも絡みまして、先ほど古渡委員からも応援をいただきましたけれども、ぜひ子育て支援拠点事業と、利用者支援事業について、中心的に述べたいと思っております。

意見書は11ページから出させていただきます。

まず、家庭における安心な子育ての実現ということで、地域子育て支援拠点が、寄り添い型の支援として有効であるという調査結果が出ております。予防の観点からでも、これまで以上に身近な場所での設置を望みたいと思っております。

また、あわせて、新制度施行から5年目ということで、創設されました利用者支援事業についてもさらなる拡充をお願いしたいと思います。

実は、目標である1,800カ所という数値に対して、まだ6割程度の実施率というところで、特に基本型に関しては、地域の連携であったり、それから、資源の開拓であったり、ネットワークづくりというところで拠点事業と一緒に、地域の中でさまざまな方たちを巻き込みながら子育て支援のまなざしを深めているところです。

また、転居というものは、大変リスクを伴うというスタンスから、自治体を超えての相談については、とても丁寧に対応している状況です。

こういった自治体を超えて入ってくるケースについての近隣自治体との調整や連携の仕組みなども利用者支援に大変急がれている視点かなと思っております。

また、利用者支援事業は、子育て世代包括支援センターという一員としても、今、動き始めておりまして、私が運営しております世田谷区の中でも保健師さんとの連携が始まっているところです。

本日の虐待防止策に関してなのですが、保護者の方からは、子どものしつけというところでは、とても困り感があります。拠点事業や利用者支援の中でも大きく声が上がっておりますので、そういうことに対するプログラムの提供であるとか、学びの場という視点でも地域の中でのきめ細やかな対応が望まれています。

また、地域子育て支援拠点は、支援の質の向上という点では、まだまだ国の基準にも至らない自治体がありまして、予算が大変厳しい状況になっています。人員配置であるとか、運営費であるとかといった点でも、給付の部分に比べると、13事業というのは、まだまだ日が当たっておらず、自治体の中での理解が進んでおりません。

土日開所というところでも、保育所の話が出ましたけれども、逆に地域の中では拠点事業や利用者支援の土日での対応がかなり求められている状況であります。

そういった意味でも、休日加算であったり補助金の見直し、対人援助職ですので、最低時給というわけにはいかないと思っておりますので、そういったところについても光を当てただけでいいかなと思っております。

また、研修の予算の確保ということもぜひ要望したいと思います。

最後にもう一点です。(3)に置きましたけれども、一時預かり事業の拡充についてで

す。調査では自治体での基準が本当に低くて、国のほうの国庫補助とか職員の処遇改善、補助単価の見直しといったことをしていただかないと、自治体において取り組みができないという状況に置かれています。緊急時、孤立した子育て、子育て不安といったところをレスパイト機能として運営するために、一時預かり事業の見直しをぜひお願いしたいと思います。

以上です。

無藤会長 ありがとうございます。

森田代理人 全国保育協議会の佐藤秀樹の代理で森田と申します。どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

私からは意見書を1枚出させていただいておりますので、また、そちらのほうを一読いただければと思います。

それと、施設給付型の処遇改善等加算IIの研修要件、これは、私もe-learningの調査研究事業に昨年度かかわらせていただきまして、通知がやっと出てきたのかというところがありますけれども、一定のものを出していただきまして感謝申し上げます。ありがとうございます。

私のほうからは、大体皆さんと意見が重複するのですが、1点だけお願いしたいことは、やはり事務量の増大の軽減ですね。特に認定こども園になりますと、厚労省からの報告、また、文科省からの報告、そうした同じようなものを、福祉医療機構にも提出しなければならないというものが、3点、4点と同じようなものを提出しなければならない。どうか、ここのところを、まずはできるところからすり合わせをしていただいて、1つで済むように事務の軽減をお願いしたい。そこは、ひいては、職員の事務的な軽減につながってくると思いますので、その1点だけをお願いして、以上とさせていただきます。お願いいたします。

無藤会長 ありがとうございます。

それでは、長田代理人、お願いいたします。

長田代理人 発言の機会をいただきまして、ありがとうございます。

公益社団法人全国私立保育園連盟副会長の長田と申します。きょうは、塚本委員の代理で発言させていただきます。

まずは、幼児教育・保育の無償化についてですが、実施までにあと3カ月と非常にタイトなスケジュールとなっています。

5月30日に公表されたFAQを拝見すると、結果的に市町村にとってはかなり煩雑な制度となってしまうような感じを受けています。今後、余り時間はございませんが、市町村、そして事業者、さらに保護者の皆様に対して、制度の周知に関するきめの細かい対応をぜひよろしくお願いしたいと思います。

続きまして、保育所等における人員配置基準に関する調査に関してですが、調査結果のとおり、子どもの年齢に基準日を変更することは、調査の概要のところ記述があります

懸念材料が、まさにそのとおりであり、保育の質の低下につながると考えます。保育団体としても、ぜひ現行どおりとすることを切に要望させていただきます。

続きまして、企業主導型の保育事業の円滑の実施に向けた検討委員会の報告ですが、報告書内の(6)自治体との連携というところに書かれてあるように、地域の保育需要状況を踏まえることが大変重要で、企業主導型保育施設を開設する際は、自治体と十分協議の上、地域の保育需要を勘案してから許可するものというような感じのものにしていただきたいと御要望したいと思います。

それから、経営実態調査が、今年度も行われ、秋には、その結果に基づいて議論が行われる予定となっているようですが、その際の収支差に対する考え方、先の社会福祉法の改正に伴い、社会福祉充実残額という新たな視点が示されており、ルールに基づいて社会福祉法人は適正な運営が行われるようになってきています。

一方、人口減少地域における法人運営は非常に厳しい状況に置かれており、もう自助努力では、どうにも立ち行かない、国策での対応が求められている地域もございます。

また、都市部の中でも、細かく見ると、人口減少地域で定員割れを起こし始めている地区と、住民の増大により、なお待機児童が拡大している地区があるなど、1つの行政区内においても濃淡がはっきりしてきているなど、きめの細かい施策が求められるようになりました。

今後、経営実態調査では、全国平均の議論のみならず、少なくとも地域ごとの集計を大切にするなど、新たな視点を取り入れて、きめの細かい行政施策が展開されるよう、御期待を申し上げます。

以上です。ありがとうございました。

無藤会長 ありがとうございました。

それでは、杉崎代理人、お願いします。

杉崎代理人 企業主導型保育に関してですが、本年3月に策定されました報告書に記載されておりますとおり、実施機関が行う事前の審査、また、開設後の指導監査について、これまで以上に取り組んでいただくことで、保育の質の確保につなげていただきたいと思います。

また、企業主導型保育であります。企業主導型ならではの長所ですとか、メリットも多分がございます。こういった点について、好事例の発掘などを通じまして、その意義を幅広く周知していただくことも非常に大事だと思います。

この点については、内閣府さんは非常に力を入れていただいておりますが、引き続き、取り組んでいただきたいと思います。

次に、10月から無償化が始まりますと、保育需要がふえることが予想されます。皆様からの御発言のとおり、保育士の皆様の働き方改革でありますとか、土日を含めた休暇の確保ということが、従来にもまして重要になるかと思っております。

したがって、保育人材の確保はもとよりでございますが、働き方改革推進の取り組

みでございますとか、運営の効率化への支援といったことにぜひ力を入れていただきたい
と思います。

最後に成長戦略に盛り込まれております、就労証明書の標準書式の普及拡大についてで
すが、これを希望する声が非常に多く届いておりますので、ぜひ、推進していただきたい
と思います。

以上でございます。

無藤会長 ありがとうございます。

それでは、佐藤代理人、お願いします。

佐藤代理人 時間が限られておりますので、一言だけ申し上げます。

資料7と資料12について、今後の公定価格等の見直しの検討におきまして、今般、実施
されます経営実態調査の結果、さらに皆様の御意見などの現場の実態等を踏まえまして、
適正化及び効率化に向けて、引き続き検討を深めていただきたく、お願い致します。

私からは、以上です。

無藤会長 ありがとうございます。

では、野原代理人、お願いします。

野原代理人 山口県東京事務所長の野原です。

公務により、村岡知事が出席できませんので、代理として発言させていただきます。

先月、村岡知事がリーダーを務めます、全国知事会の次世代育成支援対策プロジェクト
チームが少子化対策の抜本強化に向けた緊急提言を取りまとめ、要請活動を行わせていた
だきました。

内容としましては、子育て世帯の経済的負担の全般的な軽減や、仕事と子育ての両立に
向けた働き方の見直しなどについて提言を行いました。

本日、改めてお願いをさせていただきます。

子育て世帯の経済的負担の軽減については、10月から幼児教育・保育の無償化が実施さ
れますので、子育てに係る経済的負担の軽減は大幅に前進します。

一方で、今回の無償化に伴い、保育需要の増加が予想されており、待機児童対策や保育
の質の確保について懸念が生じています。

処遇改善を含めた保育士確保対策、保育の質の確保及び受け皿整備など、待機児童対策
の推進について、より一層取り組んでいただくよう、お願いいたします。

また、仕事と子育ての両立に向けた働き方の見直しについては、とりわけ夫の家事、育
児時間については、第二子以降の出生率に相関関係があり、男性の家事、育児への参画促
進は重要でございます。

北欧で取り入れられているクォーター制や、育児休業の分割取得制度の導入などの検討、
また、仕事と子育てを両立できる職場環境づくりを進めるため、長時間労働の是正、時間
単位の年次有給休暇制度やテレワークの導入についての取り組みを推進し、働き方改革の
着実な実行をお願いいたします。

以上でございます。

無藤会長 ありがとうございます。

では、平川代理人、お願いします。

平川代理人 山本委員の代理で参加しています、連合の平川と申します。

最初に、幼児教育・保育の無償化についてであります。これについては、さまざまな課題があるということについて、これまでも発言をしまいましたが、今回、附帯決議の中にあります、便乗値上げの課題についての対応について、これは事務局に質問させていただきたいと思います。

この懸念の内容は幾つかあるかと思いますが、保護者に負担を新たに生じさせる送迎などの実費負担分の値上げであるとか、公費の負担が課題として出かねない、利用者負担額を自由に決められる施設における、例えば、新制度の対象にならない私立幼稚園などの実質的な保育料の値上げ等々、さまざまな便乗値上げというのが考えられると思います。附帯決議でも、関係団体を通じて便乗値上げはしないように求めると書いてありますが、具体的にどう徹底していくのか教えていただきたいと思います。

続きまして、地方分権一括法の概要であります。これについては、ほかの委員の先生方もいろいろ意見として出されておりますけれども、国会の答弁において、政府においては、基準は地方議会の議論を経て自治体の責任と判断によって、条例によって制定されると答弁しておりますけれども、仮に、地方議会の議論を経て、参酌すべき基準を下回るような条例が制定された場合、その情報の収集であるとか、公表の方法について、今後、どう対応していくのかということについて、具体的に教えていただきたいと考えています。

以上が質問であります。

それから、意見でありますけれども、基本指針の課題であります。次期計画に向けて、基本指針の改正というものが出されておりますけれども、次期計画の策定というのは、無償化の問題も含めた極めて重要な計画の策定につながっていくかと思えます。

その意味で、地方版子ども・子育て会議が、地方自治体における自治体政策の、ある意味、利用者側も含めたものになるかと思えますけれども、地方版の子ども・子育て会議の運営というのは、かなり課題があるのではないかと考えています。年に1回しか開催していない自治体であるとか、2回であるとか、そういう自治体も多いと聞いております。

連合は、多くの県や政令市、市町村の子ども・子育て会議に参画しているわけですが、この地方版の子ども・子育て会議がしっかりと機能するように、例えば、子ども・子育て会議の好事例を横に広げていくということなども含めて検討していくべきだと考えているところであります。

以上、質問と意見にかえさせていただきます。よろしくをお願いします。

無藤会長 ありがとうございます。

では、岡本代理人、お願いします。

岡本代理人 ありがとうございます。

公益社団法人日本助産師会、葛西の代理として出席しました、岡本でございます。

私からは、資料5の次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定指針の改正について述べさせていただきます。

資料5の具体的な改正事項の内容について拝見しますと、子育て世代包括支援センターと、産後ケアに関する記載の追加があります。これは、地域における子育て支援事業として、子育て世代包括支援センターと産後ケアの全国展開に向けた、いわば設置促進を見据えたものとして期待できる記載の追加であると考えております。改正に向けての御尽力に感謝申し上げます。

産後の母親の心身の健康は、乳児期の育児に直結します。産後ケアの充実の必要性と同様、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行う、子育て世代包括支援センターは、まさしく産前産後の母子支援の核となり、その後の乳幼児期の子育て支援にもつながっていくものと考えております。

児童福祉の側面からも、子どもの心身の健康を保障する上でも、子育て世代包括支援センターの全国展開は必須のことと考えております。

その点から申しまして、センターと産後ケアの機能の向上に向けまして、より一層の推進に向けた御尽力をお願いしたいと考えております。

以上です。

無藤会長 ありがとうございます。

溝口代理人、お願いします。

溝口代理人 日本子ども育成協議会の溝口です。

こっちに来るほど時間がなくなってしまうので、簡単に申し上げます。ただし、重く受けとめていただけたらありがたいです。

意見書を一番最後につけてありますので、御参考ください。

幼児教育・保育の無償化について、認可外保育所の保護者も対象にされたことは、全ての子どもに対しての教育・保育の機会を均等とする視点で評価するべきことであると考えています。

今後、経過期間を含め、認可外保育所の事業者、保育者は幼児教育・保育としての責務を担うと考え、質の向上に対して努力をしていく所存です。

私自身も、東京都認証保育所の保育士ですが、しっかり5年間の経過の中でやっていきたいと思っております。

ただし、一方、各基礎自治体における地方単独型の保育士策に対する運営費補助ですけれども、非常にまちまちだと。

例えば、ゼロ歳児を見ますと、基本単価ですけれども、東京都認証保育所のA型で、ゼロ歳児が16万1770円。川崎認定保育園A型においては8万7650円。川崎認定保育園のB型は7万8300円。

今度は5歳児のほうを比較しますと、東京都認証保育所で7万8910円。川崎認定保育園

で2万710円。川崎認定保育園のB型においては1万5090円となっております。

これは、実は、東京都も川崎も、かなり先駆的にやっている都市であります。ですから、保育単価としては、全国的に考えたときに、認可外としては、かなり高いほうでございます。

比較のために、企業主導型のほうで、川崎で運営した場合ですが、ゼロ歳が24万4600円、5歳児が8万8720円となっているということでございます。

地方単独の保育事業の質の向上のために、地方単独型保育事業を行っている、そして、基礎自治体への補助と、それから、我々のような認可外でやっている者に対しての直接補助など、これから質の向上を図りたいと思っているのですけれども、実際にはなかなか難しい部分がございますので、何か国のほうで、そういう施策を考えていただきたいと思っております。

2点目、口頭で簡単です。

幼稚園は、満3歳から無償化ということですね、学校教育法に鑑みて、保育所は3歳からということなのですけれども、保護者視点で考えたときに、これは、かなり不公平感があるのではないかと。これは、もう一回是正したほうがよいのではないかと思っているのですが、御討議いただけませんかでしょうか。

以上でございます。

無藤会長 ありがとうございます。

それでは、安河内代理人、お願いいたします。

安河内代理人 私は、全国児童養護施設協議会の副会長の安河内といたします。私のほうから2点あります。

1つは、資料5に関連して、都道府県社会的養育推進計画の策定の件です。

この件については、児童養護施設について、抜本的な見直しをしようということですが、

このことについて、国は、優先的に考慮すべきは、子どもの最善の利益でなければならず、数値目標の設定は、子どもが健やかに養育される権利を保障する環境を整えるために必要な取り組みを進めるためのものであるとしています。これについては、決して、里親等、委託率の数値目標達成のために、機械的に措置が行われるべきものではないと考えます。

さらに、そのためには、子どもの行き場がなくなることをないように、先ほど、古渡委員がおっしゃっていました家族や子どもが置き去りにされないようにという言葉がありましたけれども、我々も、それをすごく心配しています。子どもの行き場がなくなることをないように、代替養育を必要とする子どもの数を満たし、里親等を中心に施設も含めた十分な受け皿を確保することが大切です。

さらに、具体的には、各施設に対して、できる限り良好な家庭的環境の確保に取り組み、里親等で養育可能な子ども等を勧誘し、各施設において、具体的かつ実現可能な計画が策

定されるように配慮することとうたっているのですが、実際、国が2年前に出した新しい社会的養育ビジョンに沿った各県の策定要領ができつつあるのが実際です。もちろん、県によっては、自分たちの県の実情に合った策定要領をつくらうというところがあります。

国の策定要領にのっとっていこうということになると、できるだけ良好な家庭環境の確保どころか、子どもの行き場がなくなる、そういうことを心配しています。

今後、まさしく子どもの行き場がなくならないように、子どものことを第一、子どもの最善の利益を考えるようなやり方で策定しなければいけないと思います。

2点目は、保育関係者の方に何うというか、お願いというか、実は全国的には、6.2%から3%ぐらいの発達障害の子どもさんがおられると言われていています。

ということは、1クラス30人だとすると、約2人発達障害の子どもがいるということですね。

長崎では、私は3年ほど前に子ども政策局長の方とよく話し合ったのですが、小学校の学級崩壊は新1年生のクラスで始まるという話がありました。

これは、なぜかというと、発達障害を持った子どもさんというのは、余り保育園や幼稚園では特別のケア等がなされていないケースが多いためです。これは、長崎の場合ですから、全国的にどうなのかは知りませんが、なかなか難しいことです。

しかも発達障害の子どもさんというのは、私の所属は児童養護施設ですので、発達障害の子どもさんをいっぱい抱えています。確かに、面倒を見る、ケアをするのは難しいだろうと思いますが、その人たちが医療的な専門ケアを受けないまま小学校1年生に入ってくると、小学校は学級崩壊を起こすことになります。

その前に、私は思うのは、小学校に上がる前に、つまり幼児の段階で医療的な専門ケアをすること、そういう保育園ができたらいいなと思っているのです。

新山委員が最初におっしゃいましたね。特別な支援を必要とする子どもたちのことを十分に考えるとおっしゃいましたが、本当にそれは必要だろうと思うのです。

保育園の中で、そういうクラスをつくるのか、あるいは特別に、そういう保育園自体をつくるのか、そういうことを考えてもらわないと、やはり、6%の子どもが、そういうことに苦しんでいるということ、これを何とかしなければ、後々非常に大きな問題が出てくるのではないかと思います。

以上です。

無藤会長 ありがとうございます。

一通り、短い時間で恐縮でしたけれども、御質問、御意見をいただきましたが、幾つか御質問がございましたので、事務局からよろしいですか。

西川参事官 幼児教育・保育無償化の周知というところですか。

制度改正の内容の説明ということ、各園任せにしないで、行政のほうで責任を持って行ってほしいという御意見を多数の方からいただきました。

利用者に対して、行政のほうで責任を持って周知、説明することは非常に重要であ

と思っています。

例えば、食材料費、給食費の関係の変更につきましては、きょうの資料の中で、広報媒体を資料1の7番目のところでつけてございます。丁寧に周知、説明するためのわかりやすいものもつくっていかねばいけないと思っています。

現在、47都道府県、基本的に全ての市町村の担当者の方々に対面で御説明するように、国のほうから出向いて説明会を順次やっているところですが、今、申し上げたような趣旨は、徹底しているところです。

それから、その関係で、食材料費の関係等々、ほかもあると思いますけれども、通知等はいつ出るのかというお尋ねもございました。

法律、政令、それから、内閣府令、省令等の類いは出しておりますけれども、通常、こういった場合、施行通知というものを出しているところで、まだ、出ておりません。早く施行通知のほうも出してまいりたいと思いますし、いろんな御質問に対しましては、また、FAQ等々でも混乱がないようにしてまいりたいと思います。

それから、駒崎委員ほかから、処遇改善加算IIの使い勝手の問題ということ、この子ども・子育て会議でも何度か御意見をいただいているところですが、御案内のとおり、平成29年度に、幼児教育・保育施設、それから、企業主導型保育事業も含めましてスタートして、規制緩和をしたり、あるいはきょうの資料の中で、研修の扱いにつきまして整理をしたり、経営実態調査の中でも、教育・保育施設を対象といたしまして、効果を検証するような項目も掲載しているところです。

いずれにいたしましても、処遇改善加算IIにつきましては、制度の定着ということに向けまして、課題として受けとめてまいりたいと思っています。

企業主導型保育事業につきまして、定員のあきがあって、定員の充足率の向上ということも課題になってございます。せっかく定員のあきがあるのにということで、駒崎委員から御指摘をいただいております。

地域枠は、マッチング支援といいますが、自治体とも連携をしていながら、せっかく定員のあきがあるところに使えるようにということで、支援してまいりたいと思っています。

企業主導型保育事業の関係で、長田委員のほうから、自治体との連携ということで御質問といいますが、一応、確認のために申し上げさせていただきますと、企業主導型保育事業と自治体との連携という点で申し上げますと、設置する段階と設置した後の指導監査の段階というところがございます。

設置段階につきましては、従業員枠の定員と、地域枠の定員というところがございますので、地域枠の定員は、地域の保育需要がどのくらいあるのか自治体から意見を聞いた上で、その定員を認めるかどうかというところは参考にします。開設後、やはり、身近な自治体のところに指導監督を目を配っていただく必要もあろうかと思っています。

それから、就労証明書の関係も、我々からも重ねてお願いしたいと思っております。
無藤会長 どうぞ。

長田総務課長 厚生労働省子ども家庭局総務課長でございます。

子どもの虐待防止対策の関係につきましては、たくさんのコメントをいただきましてありがとうございました。

とりわけ、体罰禁止に絡みまして、月本委員を初め、それにかかわる適切な相談支援の重要性という御指摘をいただきまして、全く同感でございます。まず、そもそも体罰の禁止の趣旨、本質でございますけれども、体罰というのは、痛みや苦しみを利用して、子どもの言動を支配することであり、それがしつけの手法として不適切であり、今回、禁止をするということでございますので、決して、しつけそのものを否定するということではなく、しつけの手法として、体罰によらない子育てを推進していくということが大変重要だという視点に立っております。

その上で、この立案過程におきましては、例えば、罰則がなければ、実効性がないのではないかという御議論もございましたけれども、罰則によって監視をしていくということではなくて、例えば、つい手を上げてしまう保護者をどうすれば、体罰によらずに子育てをしていけるのかと、そういったことを支援していくということは非常に重要だと思っております。

実は、この点につきましては、衆議院厚生労働委員会の附帯決議の中におきましても、子どもに手を上げてしまった保護者を追い込むのではなく、可能な限り早期に適切な子育ての方法や相談窓口についても周知、支援することと国会からの御指摘をいただいております。

具体的には、先ほど紹介しました3月の関係閣僚会議決定におきましても、まずは体罰の範囲等についてのガイドラインをつくっていく、そして、その普及啓発に取り組んでいく。

ただ、その際に、乳幼児健診でございますとか、子育て支援拠点、学校とさまざまな機会を捉えて普及していくということをやっております。そういったことを、具体的な子育て支援とセットでしっかり取り組んでまいりたいと思っております。

また、高祖代理人から、親権者以外の者についての体罰禁止について御指摘をいただきました。

この点につきましては、従来、懲戒権との関係で、体罰が一部許容され得るのではないかという疑義があったということで、今回、懲戒権を有する者について、法律上、明確に体罰を禁止するということをやったものでございまして、親権者以外の者についてはもとより、体罰は許されていないという法解釈に立っております。

ただ、ここに掲げていただいたような、さまざまな子育て支援等にかかわる従事者の方には、広く体罰自体が許されないということをあわせてしっかりと啓発普及に取り組んでいきたいと思っております。

2点目、佐藤好美委員から御指摘をいただきました、ゼロ歳、ゼロ日児問題でございます。ここにつきましては、従来、若年妊娠問題とも関連して、大変我々も問題意識を持っているところでございます。

この間、いろいろ若年の方々に対する支援を行っているNPOの方々などとも、いろいろ話をさせていただきましたけれども、大きくポイントとして2つあるのかなと受けとめております。

まず、1つは、先ほど、委員の御指摘をいただいたとおり、つながっていない、ここをいかにつなげていくかというところでは、いろいろ活動されている方に、やはりアウトリーチによって、そこにつながってくださっていると、あるいは、やはり若い世代には、ポスターとかは効果はなくて、SNSであったり、とりわけユーチューブなどが、非常に相談には効果的であるといったようなお声もいただいております。

一方で、実は支援に一旦つながったのだけれども、公的機関の対応が寄り添い型ではなくて、支援を拒絶するというケースも少なくないと聞いております。

いずれにしても、今後の課題ではございますけれども、1つは、アウトリーチというのをどういうふうを考えていくのか。また、寄り添い型支援としてNPOとの連携をどう考えていくのか、さらに、徹底的に不足をしているのは、つながってもなかなか居場所がないという御指摘をいただいておりますので、この点、しっかり概算要求に向けて考えてまいりたいと思っております。

最後もう一点でございますが、産後ケアの点について触れていただきました。

もともと子育て包括支援センターについては、全国展開というのが既存の目標の中でも掲げられているところでございますけれども、この産後ケア事業の充実というのは、虐待を未然に防止するという観点からも非常に重要な事業だと考えておりますので、しっかり計画の中に落とし込んで普及を図っていければと思っておりますので、さまざまな形で、また、関係の皆様のお支援もいただければと思っております。

無藤会長 ありがとうございます。

あと、ありますか、お願いします。

竹林保育課長 保育課長でございます。

本日、各委員の方々から、保育施策に関するさまざまな御意見、御提案をいただきまして、どうもありがとうございました。

今後、5年後見直しに向けた議論の中で、基本的には、また御議論を続けていただければと思っております。

御質問と一部現行の仕組みの中で対応できているようなものもありましたが、そこだけに絞ってお話をさせていただきます。

最初、大川委員のほうから、病児保育の実態調査は、いつ、どういう形でやるのかという御質問がございました。

病児保育の実態調査につきましては、少しシンクタンクのほうに委託をして、そちらを

事務局としてやっていただくようなことを考えていまして、今、公募手続が、まさに進んでいるところでございます。間もなくこの事業者に頼むかということが決まるような段階です。

それで、事業者が決まってから、具体的にどのような調査票でやるのかという御相談も、まず、事業者とやりますし、それから、病児保育の関係者の方にも、御意見を伺った上で、実際の調査票を配付することになると思いますので、恐らく夏の終わりか、秋の初めくらいには調査票をお配りできるのではないかなと思っております。その際には、また、いろいろ御相談にのっていただければ、大変ありがたく思っております。

それから、溝口代理人のほうからいただいた意見書の中で、保育事業の質の向上のために、認可外保育施設への補助をお願いしたいというお話もございましたけれども、現在、認可外保育施設の中で、認可施設への移行を希望されるような場合には、どこが障害になっているのかということについての調査あるいは助言・指導を行う事業に対して補助金を出していたり、あるいは、5年以内という経過期間を定めて、認可施設に移行しようという計画を立てられた認可外保育施設につきましては、保育士の配置のレベルにもよりまずけれども、公定価格に準じた運営費の支援を行うという仕組みを持っておりまして、認可施設に手を伸ばそうという方々への後押しの支援は、しっかり制度を持っているところでございますので、ぜひ、御活用いただければと思っております。

また、最後、安河内代理人のほうからのお話で、医療的ケア等々、お話があったかと思えますけれども、まず、発達障害の方も含む、障害児への対応につきましては、地方交付税措置でございますけれども、障害児の加算の制度がございます。

平成30年度からは、交付税の算定基礎額を約2倍にふやしておりますので、交付税の仕組みなので、少し補助金と違ってダイレクトに自治体の反応は悪いですが、しっかり周知をして使っていただきたいと、引き続き働きかけていくつもりでございます。

それに加えまして、より医療的なケアの必要な方につきましては、現在、看護師さんの人件費など補助するモデル事業を展開しておりまして、そういったモデル事業の状況を踏まえながら全国制度にしていくのにどうしたらいいか、引き続き検討をしてみたいと思います。

以上です。

無藤会長 ありがとうございます。

お願いします。

西平幼児教育課幼児教育企画官 文部科学省でございます。

平川代理人から、便乗値上げを防ぐための周知について御質問をいただきました。

質の向上を伴わない保育料の引上げにより、公費負担で事業者が利益を得ることになりますと、これは望ましくないと考えてございます。これまでも幼稚園の関係で申し上げれば、全日本私立幼稚園連合会から、各加盟園へ質の向上を伴わない保育料の引上げは望ましくないということについての周知を複数回行っていただいているところでござい

ます。

以上でございます。

無藤会長 ありがとうございます。

では、どうぞ。

本多大臣官房審議官 厚生労働省です。

男性の育児休業、育児の参加促進について、高祖委員と野原委員から御指摘がありました。

これまでも男性の育児参加については、育休の取得推進などを進めてきたところですが、男性の育休取得率は、いまだ6%程度と低迷しております。

今般取りまとめりました成長戦略の中で、今日お配りしている抜粋の中には入っていないのですが、別の箇所でも触れておまして、育児休業を希望していても申請できない男性が多くいること等を踏まえ、制度的な改善策を含めて検討し、男性の育児休業取得を一層強力で促進するというふうに盛り込まれておりますので、今後、検討を進めていきたいと考えております。

無藤会長 ありがとうございます。

お願いします。

田村子育て支援課長 子育て支援課長でございます。

まず、秋田委員から放課後児童クラブの従うべき基準の参酌化についてということで、その流れで、今は量の拡充ということを中心にやっているわけですが、量の拡充だけではなく、質の向上もあわせて追記をしていただきたいという話がありました。

私ども、もちろん量の拡充も必要でございますけれども、あわせて、質の向上にも努めていかなければいけないと思っております。

今回、従うべき基準が参酌化になりましたけれども、基本的には、省令基準、国の基準というものの内容は変更してございません。今後とも、質の向上に努めてまいりたいと考えているところでございます。

それから、柏女委員から、放課後児童クラブの実施場所について、学校内での実施ということが国の方針となっているのですが、いわゆる児童館であるとか、社会教育施設での活用というものも有効であるという御指摘がございました。

私ども、学校以外のところを排除するというところではございません。やはり、学校の中というのは、児童が放課後移動せずに、安全に過ごせる場所であること。

それから、学校の教職員の方々と、放課後児童クラブの事業者の方が、距離が当然近いわけですから、常日ごろ連携しながら子ども一人一人の状況を共有して、きめ細かな対応ができるということで、まずは、学校内を優先的に放課後児童クラブとして活用していただきたいと考えていたところでございます。

それから、同じく柏女委員から、参酌化するに当たっては、各市町村が条例を定めるに当たっては、住民の理解を得るようなということをおっしゃってました。それについて

は、基本指針でこういった形で表現できるか検討してまいりたいと思っております。

それから、平川代理人から御指摘がございました、地方分権の関係で条例を定める内容について、下回る基準をつくった場合、国は今後どういうふうに対応していくのかというお話があったと思います。

今後、3年後の見直し規定もございます。そういったものもございますので、毎年5月1日時点で、放課後児童クラブの実施状況調査を行っております。それに加えるような形になるかと思えますけれども、その条例の制定状況、その辺もしっかりとフォローしていきたいと考えているところでございます。

最後に、松田代理人から地域子育て支援拠点事業、それから利用者支援事業に係るさまざまな懸念、それから予算に係る要望という趣旨の内容だったと思います。予算につきましては、また予算編成過程の中で検討をさせていただきたいと思えますし、その他の課題につきましては、また、いろいろと意見交換を、個別に話をお聞かせいただきながら、また、どのように対応できるか検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

無藤会長 ありがとうございます。

では、どうぞ。

西川参事官 溝口委員から、10月からの無償化の幼稚園と幼稚園以外で、満3歳の扱いが違うではないかというお尋ねがございました。

今回の無償化は、小学校入学前に3年間分の保護者負担を無償化するということが基本的な考え方です。

満3歳になった後の最初の4月から小学校入学までを対象にしているということです。

一方、幼稚園につきましては、4月に入園するお子様が多いと承知しておりますけれども、学校教育法上は満3歳ということで、3歳になった日から入園できるということが法定されてございます。これまでの段階的無償化におきましても、満3歳、3歳になった誕生日の日からを対象にして進めてきたといった事情を踏まえまして、扱いは異なりますけれども、満3歳から対象とするということにいたしました次第です。

このような制度の詳細につきましては、引き続き丁寧に周知を努めてまいります。

無藤会長 ありがとうございます。

きょうのところは、一通り、ここまで。

溝口代理人 会長、済みません、1点だけいいですか。

無藤会長 どうぞ。

溝口代理人 ありがとうございます。

保育課長に少し誤解があるので、簡単に、本当にすぐに終わります。

認可外に移行するのは、我々認可外のほうもどんどんやっていきたいと思っておりますし、そうあるべきだと思っております。

同時に、認可に移行できない、また、移行したくないというのもございますので、そちらのほうに対しての補助金等の検討をお願いしますということでございます。

以上です。

無藤会長 それは承るということで、次回以降の議論でよろしくお願ひしたいと思ひます。

大分時間が過ぎまして、申しわけございません。あと数分で終わりますけれども、ありがとうございました。

最後に確認でございますけれども、本日の議題のうち、基本指針の改正、それと、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定指針の改正、この2つにつきましては、委員の皆様から頂戴した御意見を踏まえ、政府において御検討の上、必要な対応をお願ひしたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、終わりなのですがけれども、私どもの委員の任期は2年間ではありますが、その終わりがちょうどきょうでございますので、任期が切れて、次回以降、新しいメンバーで議論の続きが進むのかと理解しております。

ということで、御挨拶ということでもないので、大日向会長代理から何かあればと。

大日向会長代理 大日向でございます。

私は、新制度策定以前から、さらに申しますと、90年の1.57ショックから国のさまざまな施策の立案にかかわらせていただいた者でございます。その立場からいたしまして、本日の行政説明、さらには手元に配付されました令和元年6月版のすくすくジャパンの分厚い資料など、よくここまで整えていただけたと関係の皆様御尽力の大きさに感謝の思ひで拝聴し、また、拝見いたしました。

一方、NPOとして地域に軸足を置いて、子育て支援に携わっている者としていたしましては、こうして国の制度、施策が整ったところで、新たに親の困難、若い世代の悩みが見えてきた、さらには、各自治体の格差、事情、そして、その中で懸命に活動しているNPO、団体の方々が直面している壁が見えてきた感がございます。

今後は、基礎自治体のあり方、それから、市民力の育成と発揮の観点から国の施策を参考にし、また、学ばせていただきたいと思ひます。

長い間、本当にお世話になりました。ありがとうございました。

無藤会長 では、私も会長としての任務を終わりますので、御挨拶をさせていただきます。

大日向さんと同じようにですけれども、子ども・子育て支援制度が始まって4年過ぎたところでありますので、その間、こういう立場をさせていただきました。

そして、その前の準備、2年間あったと思ひます。実は、その前にワーキンググループがあつて、そこでも大日向さんと一緒にいろいろして、今、思い起こしたら、その前には、認定こども園の発足というのは、その前は総合施設でしたけれども、その最初からそういえばということで、何年間だかよくわからないのですけれども、いろいろな形でかかわら

せていただいて、私個人としてどう役立ったかは別として、いろいろ問題がまだたくさんあるのは、きょうの皆さん方の御意見でよくわかるのですけれども、曲がりなりにもここまでやってこられたということについては、思い起こせば、多少個人的には感動を覚えるようなことだと思います。

無償化という非常に大きな予算を伴うところまで来ているということで、本当によかったと思うのですが、もちろん、質の向上とか、待機児童問題とか、あるいは認可の幼稚園、保育園、認定こども園以外のさまざまな場における充実をどうするかとか、いろいろな課題があります。それについて、次回以降、新しいメンバーで、ぜひ御議論と実践の向上を目指して具体化をお願いしたいということで、私は、会長とともに委員も、ここで終わりにさせていただきますので、感謝申し上げたいと思います。

ありがとうございました。（拍手）

それでは、第43回「子ども・子育て会議」を終了させていただきます。

ありがとうございました。